

南会津町多言語パートナー登録制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通訳者や外国人支援に関わる活動に参加できる者等を町で登録し、通訳者等の情報提供について依頼があった際に登録者を紹介することにより、地元人材の掘り起こしや活躍の場を提供し、もって地域住民と外国人との多文化共生に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

(要件)

第2条 この要綱により多言語パートナーとして登録を受けようとする者は、15歳以上かつ町内での活動に関わることができる者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本語と日本語以外の言語について日常会話以上の会話能力を有する者
- (2) 外国人支援や交流などの活動に関わった実績がある者

(登録手続)

第3条 登録を受けようとする者（以下「登録希望者」という。）は、登録に必要な情報を登録票（様式第1号）により町長へ提出しなければならない。ただし、登録希望者が18歳未満の場合は、同意書（様式第2号）を町長へ提出しなければならない。

(登録)

第4条 町は、提出のあった情報の記載内容に支障がないと認めたときは、多言語パートナーとして登録し、登録希望者に対し登録完了通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録事項の内容に変更が生じたときは、登録記載事項変更届（様式第4号）により町長へ報告しなければならない。

(登録期間)

第6条 登録の期間は、登録が完了した日から登録の取消しとなった日までとする。

(登録の取消し)

第7条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取消しの申し出があったとき。
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡がとれないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めるとき。

(登録者情報の利用)

第8条 登録者に関する情報の提供を希望する者(以下「依頼者」という。)は、登録者情報提供申込書(様式第5号)により町長へ依頼しなければならない。

2 町長は、前項の規定による依頼を受けたときは、登録者に関する情報を依頼者に提供するものとする。

3 前項の規定により提供を受けた情報に基づき、登録者に業務を依頼するときは、依頼者と登録者との協議により、双方の責任において実施することとし、町長は一切関与せず責任を負わないものとする。

4 依頼者は、提供を受けた登録者に関する情報を登録者本人の承諾なくして他に漏らしてはならない。

(守秘義務)

第9条 この要綱による依頼者及び登録者に関する情報については、第三者に提供してはならず、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。